

(令和7年5月7日発表)

追加関税措置等の影響を受けた中小事業者向け相談窓口の開設

◆アピールポイント	米国の追加関税措置等により影響を受ける市内の中小企業及び個人事業主の皆様に対し、経営や資金繰りに関する相談窓口を開設しました。
◆内容など	<p>1 経営に関する相談 相談窓口：静岡市中小企業支援センター (静岡市葵区御幸町 3-21 ペガサートビル6階) ・相談時間：午後1時から午後7時まで (月曜～金曜 ※年末年始・祝日を除く) ・電話番号：054-275-1655 <u>※電話での事前予約が必要です。</u></p> <p>2 資金繰りに関する相談 相談窓口①：静岡市産学交流センター (静岡市葵区御幸町 3-21 ペガサートビル7階) ・相談時間：午前9時30分から午後5時30分まで (月曜～金曜 ※年末年始・祝日を除く) ・電話番号：054-275-1657</p> <p>相談窓口②：静岡市産業振興課経営支援係 (静岡市清水区旭町 6-8 清水庁舎5階) ・相談時間：午前8時30分から午後5時15分まで (月曜～金曜 ※年末年始・祝日を除く) ・電話番号：054-354-2232</p> <p>【利用案内】 相談は無料です。 詳細は静岡市ホームページをご覧ください。 https://www.city.shizuoka.lg.jp/s2859/s013087.html ※検索メニュー→ページID検索→“55713”からも検索できます。</p>

別紙資料 有・無

【問合せ】産業政策課 (清水庁舎5階)

担当 鈴木、藪

電話 054-354-2185